

# 三股町

## 新型コロナウイルス感染症

## 緊急対策

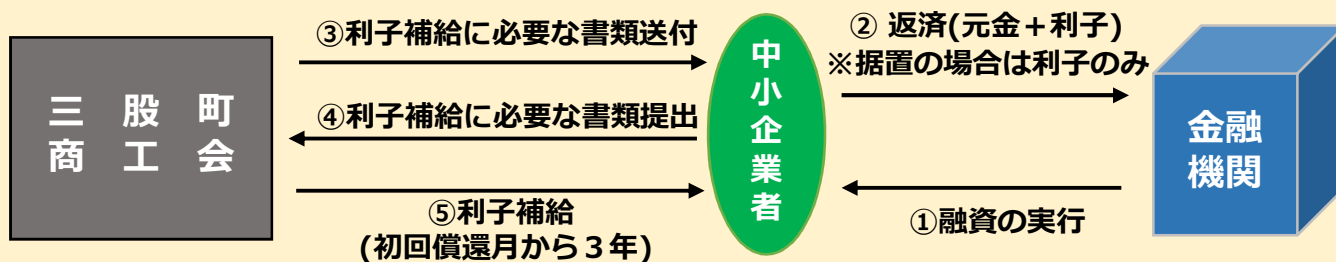
# 利子補給金

利子の全額を  
**3年間**  
補給！

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」(※一般保証を除きます。)を利用された三股町内の事業者へ、**利子の全額を3年間補給**します。

対象者	■ 宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の融資を受けた者（一般保証を除く） ■ 町内で事業を営む中小企業者及び組合
補給対象期間	■ 初回償還月（据置期間を含む）から3年間
利子補給補助率	■ 100%（3年間分を全額）

### 【利子補給の流れ】



- ◆ 毎年1月に、利子補給の対象者に対し、三股町商工会から関係書類を送付する予定です（事前に連絡いただく必要はありません）。
- ◆ 同年2月に、利子補給に必要な書類を三股町商工会へご提出いただきます。
- ◆ 対象者の方々へ、前年1月から12月にお支払いされた利子の総額を一括で補給します。
- ◆ 詳細のご案内につきましては、三股町商工会から送付する書類に同封する予定です。

お問い合わせ先：三股町企画商工課商工観光係 電話：0986-52-9084 FAX：0986-52-9762

# 宮崎県中小企業融資制度

令和2年3月13日現在

## 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付（三股町利子補給対象）

### 【県の緊急貸付の概要】

**名称** 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付

**取扱期間** 令和2年3月13日（金）から令和2年6月1日（月）まで

**特徴** 影響の度合いに応じて3つの制度を設定  
(①セーフティネット保証4号・危機関連保証、②セーフティネット保証5号、③一般保証)

### 【三股町の利子補給の対象】 ※一般保証を除く

#### 融資対象者① セーフティネット保証4号・危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者及び組合

項目	融資条件			
融資利率	3年以下 年0.7%	3年超5年以下 年0.9%	5年超7年以下 年1.1%	7年超10年以下 年1.2%
保証料率	年0%			
融資限度額	運転資金：5,000万円（組合は8,000万円）			
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）			

**三股町が3年間  
全額利子補給します。**

#### 融資対象者② セーフティネット保証5号

指定業種（※）に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合（2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可）

（※）宿泊業や飲食業など新型コロナウイルス感染症により重大な影響を生じている業種も指定されています。  
詳しくは中小企業庁のホームページ（セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種））をご覧ください。

項目	融資条件			
融資利率	3年以下 年0.9%	3年超5年以下 年1.1%	5年超7年以下 年1.3%	7年超10年以下 年1.4%
保証料率	年0%			
融資限度額	運転資金：5,000万円（組合は8,000万円）			
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）			

**三股町が3年間  
全額利子補給します。**

### 【三股町の取扱金融機関】

宮崎銀行三股支店、宮崎太陽銀行三股支店、宮崎第一信用金庫三股支店